



2026年3月4日

各 位

会 社 名 u n b a n k e d 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 安達 哲也
 (コード：8746 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 七條 利明
 電話番号 03-6456-2670(代表)

(差替)「調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」のファイル差替について

本日、2026年3月2日17:10に公表いたしました「調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」につきまして、添付の調査報告書の表記に一部不備がございましたので差替えいたします。なお、記載内容については当初開示した内容と相違ありません。

皆様には、お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上



2026年3月2日

各 位

会社名 unbanked株式会社
代表者名 代表取締役社長 安達 哲也
(コード：8746 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 七條 利明
電話番号 03-6456-2670(代表)

調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ

当社は、2026年1月30付「回収遅延取引に関する監査等委員会による 外部弁護士への調査委嘱（調査委員会の設置）に関するお知らせ」にて、金地金取引における売上債権の回収遅延が生じている件に関し、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の検討を行う目的で、外部弁護士で構成する調査委員会による調査を進めてきました。

2026年2月27日付で、当社監査等委員会経由により調査報告書を受領いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 調査結果

調査結果につきましては、添付の「調査報告書（公表版）」をご覧ください。なお、「調査報告書（公表版）」につきましては、当社グループの営業秘密の保護及び個人のプライバシーの保護等の観点から、部分的な非開示措置を行っております。

2. 今後の対応

本調査結果及び提言を真摯に受け止め、早急に再発防止策の策定に取り組み、速やかに開示し、実行してまいります。

以 上

2026年2月27日

unbanked 株式会社 監査等委員会 御中

調査報告書

(公表版)

調査委員会

委員長 吉田 桂公

委員 吉田 元樹

委員 曾田 駿希

目 次

第1章 調査委員会による調査の概要.....	1
第1 調査委員会の設置.....	1
第2 調査委員会への委嘱事項.....	1
第3 調査委員会の構成.....	1
第4 調査期間.....	1
第5 調査方法.....	2
1 資料の収集・検証.....	2
2 関係者のヒアリング.....	2
第2章 調査結果.....	3
第1 unbanked の概要.....	3
1 unbanked の事業及び組織等.....	3
2 unbanked における金地金事業について.....	4
(1) 概要.....	4
(2) unbanked における金地金の仕入れ・販売の一般的なプロセス.....	4
(3) 取引先の確認に関するルール.....	5
(4) 与信管理に関するルール.....	6
3 取締役会決議事項及び稟議事項.....	6
第2 本件取引について.....	6
1 本件取引に至る経緯.....	6
(1) 株主の変更.....	6
(2) Y氏からの本件取引の提案.....	8
(3) unbanked 内での手続.....	11
2 本件取引の実施.....	11
(1) 本件取引の概要.....	11
(2) 初回の取引.....	12
(3) 2回目及び3回目の取引.....	13
(4) 4回目から6回目の取引.....	14
(5) 7回目の取引.....	14
(6) 8回目から25回目の取引.....	16
(7) 26回目及び27回目の取引.....	21

3	Y氏の説明	26
	(1) 当委員会のヒアリングに至る経緯	26
	(2) Y氏の説明の要旨	26
4	当委員会の認定及び評価	27
第3	取締役会への報告状況	28
	1 Akatsukiに関する報告	28
	2 本件取引に関する報告	29
第3章	原因分析及び再発防止策の提言	31
第1	原因分析	31
	1 新株主に関する事実確認等を行わないまま本件取引を実施したこと	31
	2 取引開始にあたり取引先の実態に関する事前確認が不十分であったこと	32
	3 取引開始後、c社の与信について懸念を持つ契機となる事象が生じていたにもかかわらず、信用調査等を行わないまま本件取引を継続したこと	32
	4 取締役会に十分な情報が提供されていないこと	33
第2	再発防止策の提言	34
	1 株主とのコミュニケーションの実質化	34
	2 与信管理の徹底	34
	3 取締役会における議論の実質化	34

略語・略称一覧

略語	
略語	意義
unbanked グループ	unbanked、クラウドバンク株式会社、クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社、クラウドバンク・キャピタル株式会社、日本クラウド証券株式会社及びクラウドバンク・インキュラボ株式会社の総称。
本件取引	unbanked が 2025 年 7 月 31 日から同年 11 月 20 日にかけて合計 27 回行ったスクラップ品の金地金取引の総称。
本件業務委託契約	unbanked と Akatsuki との間で 2025 年 7 月 3 日に締結された、unbanked が Akatsuki に対して事業運営に関するコンサルティング業務等を委託する内容の業務委託契約。
本件チャンネル	安達氏、七條氏、A 氏、B 氏、C 氏、Y 氏及び Z 氏をメンバーとする Slack のチャンネル。
略称	
略称	氏名・名称等
unbanked	unbanked 株式会社
Akatsuki	Akatsuki Capital Works 株式会社
a 社	株式会社 [REDACTED]
b 社	株式会社 [REDACTED]
c 社	株式会社 [REDACTED]
d 社	株式会社 [REDACTED]
e 社	株式会社 [REDACTED]
f 社	[REDACTED] 株式会社
g 社	株式会社 [REDACTED]
安達氏	安達哲也 (unbanked 代表取締役、クラウドバンク・インキュラボ株式会社代表取締役、日本クラウド証券株式会社代表取締役、クラウドバンク株式会社取締役)
七條氏	七條利明 (unbanked 取締役・管理本部長)
A 氏	[REDACTED] (unbanked [REDACTED])
B 氏	[REDACTED] (unbanked [REDACTED])
C 氏	[REDACTED] (unbanked [REDACTED])
D 氏	[REDACTED] (unbanked [REDACTED])

X 氏	■■■■ (クラウドバンク株式会社代表取締役)
Y 氏	■■■■
Z 氏	■■■■
b1 氏	■■■■ (b 社代表取締役)
c1 氏	■■■■ (c 社代表取締役)
c2 氏	■■■■ (c 社の取引担当者)
c3 氏	■■■■ (c 社の取引担当者)
c4 氏	c 社の経理担当者。フルネームは不明。
e1 氏	■■■■ (e 社の取引担当者)
e2 氏	■■■■ (e 社の取引担当者)
e3 氏	■■■■ (e 社の取引担当者)

第1章 調査委員会による調査の概要

第1 調査委員会の設置

unbanked は、2025 年 11 月 19 日及び同月 20 日に行った同一の販売先との間の 2 件の金地金取引について、代金の支払日である同年 12 月 1 日及び同月 2 日を過ぎても当該販売先から支払がなされなかったことから、同月 15 日、計 13 億 4000 万円の売上債権に対する貸倒引当金の計上見込みに関する開示を行った。その後も当該販売先から上記の金地金取引に係る販売代金の支払がなされなかったことから、unbanked は、2025 年 12 月 30 日、上記の売上債権の全額について貸倒引当金を計上することを決定した。

2026 年 1 月になっても上記の販売先から販売代金の支払がなされることはなかったため、unbanked の監査等委員会は、同月 28 日、同社から独立した立場を有する外部の弁護士に対し、本件の事実関係等の調査等を行う目的で、外部弁護士による調査委員会を設置して調査を委嘱することを決定し、同月 30 日、unbanked の取締役会は、同様の決議を行った。

第2 調査委員会への委嘱事項

unbanked の監査等委員会から当委員会への調査委嘱事項は、次の 3 点である。

- ① 金地金取引における売上債権の回収遅延に関する事実関係の調査
- ② 本件に関する原因分析及び再発防止策の提言
- ③ その他、当委員会が必要と認める事項

第3 調査委員会の構成

当委員会は、次の 3 名の委員から構成される。

委員長 吉田 桂公

(弁護士・公認不正検査士・公認内部監査人、のぞみ総合法律事務所)

委員 吉田 元樹

(弁護士、のぞみ総合法律事務所)

委員 曾田 駿希

(弁護士、のぞみ総合法律事務所)

また、当委員会は、調査補助者として、のぞみ総合法律事務所所属の弁護士 1 名を起用し、調査業務に従事させた。

第4 調査期間

当委員会による調査の期間は、2026 年 1 月 28 日から同年 2 月 27 日までである。

第5 調査方法

1 資料の収集・検証

当委員会は、unbanked から、本件取引に関連する社内連絡資料、関係者から受領した本件取引に関する申込書等の資料、本件取引の手続のフロー図、金地金取引に関する約款、取締役会・監査等委員会・経営会議の議事録及びその添付資料、関連する社内規程その他の本件に関連する資料の提供を受け、その内容を確認した。

2 関係者のヒアリング

当委員会は、別紙1【省略】のとおり、合計14名、延べ19回のヒアリングを実施した。

第2章 調査結果

第1 unbanked の概要

1 unbanked の事業及び組織等

unbanked は、1972 年、第一商品株式会社の商号で設立され、2024 年 7 月 1 日付で「UNBANKED 株式会社」に、2025 年 7 月 1 日付で「unbanked 株式会社」にそれぞれ商号を変更した。現在は、主に金地金事業を営み、その発行済株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場している。

unbanked には、子会社として、中間持株会社のクラウドバンク株式会社、貸金業及び融資型クラウドファンディング事業等を営むクラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社及びクラウドバンク・キャピタル株式会社、金融商品取引業等を営む日本クラウド証券株式会社、金融事業等を営むクラウドバンク・インキュラボ株式会社等が存在する。これらの会社間では、役員の兼任や資金の融通等が行われている。

過去3年間における unbanked の売上高等は、以下の表のとおりである。

<連結> (単位：千円)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	4,637,686	5,310,427	9,489,720
経常利益	△523,089	45,468	308,265
親会社株主に帰属する純利益	△369,812	390,930	236,746

<unbanked 単体> (単位：千円)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	4,240,640	4,920,104	9,159,059
経常利益	△231,286	23,656	267,765
純利益	△423,015	279,321	246,637

unbanked は監査等委員会設置会社であり、unbanked の取締役会は5名の取締役（うち3名が監査等委員である社外取締役）から構成されている。unbanked の社内取締役は安達氏と七條氏の2名であるが、安達氏は、unbanked の子会社での業務に従事することが多いことから、unbanked の経営の中心的な役割は七條氏が担っている。unbanked の2026年1月30日時点の従業員数は5名であり、総務部、経理部、調査法務部、営業部、コンプライアンス部及び内部監査室に、それぞれ1名の従業員（兼任も含む）が配置されている。

unbanked は、取締役会及び監査等委員会のほか、毎月1回開催される経営会議を設置している。経営会議は、取締役の七條氏のほか、C氏、A氏、B氏等の従業員が出席することに

なっており、代表取締役社長である安達氏はオブザーバーという立場で出席している。経営会議では、出席者の所掌事項や財務状況等の報告、取締役会での決議事項についての報告がなされ、状況に応じて審議も行われている。

2 unbanked における金地金事業について

(1) 概要

unbanked の金地金事業は、概要、仕入業者から仕入れるか顧客から買い取った金地金（保管しやすいように変形させた金の塊）を販売することで、仕入値と売値の差額分の利益を得るというものである。仕入先と販売先は、いずれも、法人の場合もあれば個人の場合もあるが、unbanked は新規顧客の開拓には積極的ではなく、既存顧客との取引が多かった。unbanked は、1981 年に金地金事業を開始し、2021 年からは顧客の窓口業務を子会社に移管していた（仕入等のみを行っていた）が、2024 年には販売も含め unbanked で再度行うようになった。

本件で問題となっているスクラップ品（刻印の入っていない、いわゆるノーブランド品）の金地金取引が 2025 年 7 月に始まるまでは、unbanked が取り扱う金地金は刻印（ブランド）の入ったものに限られ、スクラップ品が取引の対象となることはなかった。金地金の刻印は、いわば保証書の役割を果たすもので、刻印があることで金市場の公認を得たものであることが明らかとなり、刻印により金地金の同一性を判断することもできるため、スクラップ品と比べ、盗品や密輸品でないことについて、より高い信頼を置くことができる。また、刻印入りの金地金は、国内で一定の知名度を有する会社のものであれば、市場価格に近い価格での売買が広く可能となる一方、スクラップ品は、金塊を精錬する技術を持っている者など取扱事業者が限定されてしまうという違いもある。そのため、投資家向けの販売業者の金地金取引においてスクラップ品の金地金が対象となることは、一般的ではない。

(2) unbanked における金地金の仕入れ・販売の一般的なプロセス

unbanked は、顧客（仕入先・販売先の双方）と金地金の取引を行う場合は、特定の事業者との間の取引を除き、自社の金地金取引約款を適用することとしている。同約款では、unbanked が顧客に金地金を販売する際は完全前払制が採用されており、unbanked から金地金の購入を希望する顧客は、unbanked が指定する銀行口座に購入予定金額を事前に振り込む必要があると定められている。

unbanked が作成したフロー図によれば、金地金の仕入れ・販売（特定の事業者との取引は除く）のプロセスは、以下のとおりである。

<仕入れ>

- ① 顧客から **unbanked** の営業担当者に金地金が引き渡された後、調査法務部が地金鑑定を行い、営業担当者へ鑑定結果を報告する。鑑定結果が営業担当者から顧客へと報告され、顧客から受領した金地金は調査法務部が金庫へ入庫する。
- ② 営業担当者が **Slack** に買取数量を入力した後、調査法務部が **Slack** に買取価格を入力し、営業担当者が顧客に買取価格を提示する。
- ③ 顧客が当該買取価格を応諾すれば、取引が成立し、調査法務部が計算書を発行する。
- ④ 営業担当者から顧客へ計算書が引き渡され、顧客はこれに記入した後、**unbanked** 控えを営業担当者に提出する。
- ⑤ 営業担当者が計算書をもとに支払確認書を作成し、経理担当者が顧客への買取代金の振込みを行う。

<販売>

- ① 顧客から金地金の購入申込みがあると、**unbanked** の営業担当者から顧客に対し、参考販売価格が伝えられる。
- ② 顧客は、販売代金を前払いする。この時の前払価格は参考販売価格よりも高額に設定される（金の価格がリアルタイムで変動することを考慮した運用である。）。
- ③ 前払金の入金を経理担当者が確認した後、市場の価格を踏まえて実際の販売価格を決定し、営業担当者による **Slack** への販売数量の入力、調査法務部による **Slack** への販売価格の入力を経て、営業担当者が正式な販売価格を顧客に提示する。
- ④ 顧客が当該販売価格を応諾すれば取引が成立し、調査法務部が計算書を発行する。
- ⑤ **unbanked** 内で調査法務部から営業担当者に金地金が引き渡され、その後営業担当者から金地金が計算書とともに顧客へ引き渡される。顧客は、金地金を受け取り、計算書に記入し、**unbanked** 控えを **unbanked** に提出する。
- ⑥ 営業担当者が計算書をもとに支払確認書を作成し、その後前払金から販売価格を控除した残金が顧客に返金される。

(3) 取引先の確認に関するルール

unbanked が作成したフロー図によれば、**unbanked** では、顧客（仕入先・販売先の双方を含む。）から取引の申込みがあった場合、概要、以下の確認を行うことになっている。

- ① 営業担当者が、顧客に対して取引約款や取引申込書兼通知書を交付する。
- ② 顧客は、取引申込書兼通知書と本人確認書類を営業担当者に提出する。
- ③ 営業担当者は、インターネット上で取引相手の名前を検索するとともに、必要に応じ、

営業担当者及び調査法務部が G-search [1] により反社チェックを行う [2]。

- ④ 取引申込書兼通知書と本人確認書類は調査法務部へ提出され、同部において、提出された書面を確認し、承認をした後、管理本部長が承認を行う。これらの書面は調査法務部において保管される。
- ⑤ 管理本部長の承認後、営業担当者から顧客に対して、取引時確認の完了が報告される。

(4) 与信管理に関するルール

unbanked は 2021 年 6 月に与信管理規程を策定しており、同規程は他の社内規程とともに、役職員がアクセス可能な社内の共有フォルダに保存されている。

unbanked の与信管理規程によれば、「売掛金」などの営業上の債権が与信管理の対象とされており（2 条）、新規に取引を行う場合には与信限度額設定申請書を起案して取引先に対して与信限度額の設定を行うものとされている（3 条、5 条）。与信限度額は信用調査の結果に基づき決定される（6 条）、信用調査は、新規取引先については与信限度額申請に、継続取引先については 1 年に一度又は信用状態が低下したと判断された時などに行うこととされている（10 条）。信用調査の方法としては、担当者による実地調査、会社年鑑等による調査、銀行調査及び興信所による調査があり（11 条）、信用調査の結果は信用調査表にまとめられることになっている（12 条）。

3 取締役会決議事項及び稟議事項

unbanked の取締役会規程では、取締役会決議事項として、「新規事業進出」及び「重要な契約の締結及び改廃」が定められている。

また、unbanked の稟議決裁権限規程では、稟議必要事項として、金額基準なしに、「契約の締結及び改廃（取締役会決議事項を除く）」が定められている。

なお、unbanked の職務権限明細表では、「契約に関する事項」に関し、1000 万円以上の契約の締結については取締役会の決議が必要とされ、1000 万円未満の契約の締結については稟議（社長の決裁）が必要とされている。

第 2 本件取引について

1 本件取引に至る経緯

(1) 株主の変更

unbanked は、2025 年 3 月頃、当時の筆頭株主である CB 戦略 1 号投資事業有限責任組合から、同組合が保有する unbanked の発行済普通株式のすべてを第三者に売却する意向で

¹ 過去の新聞記事検索等が可能なインターネット上の有料データベースである。unbanked では、海外の事業者について調査を行う場合に利用することが想定されていた。

² 反社チェックの結果は、特筆すべき情報があれば社内でも共有されることになっていたが、特に問題がない場合は報告書等の記録は作成されないこととなっていた。

あると伝えられた。これを受け、安達氏及び七條氏は、複数の売却先候補と面談するなどしていたところ、同年6月、売却先が Akatsuki に決定された。

Akatsuki は、各種コンサルティング業を営む株式会社であり、その概要は以下の表のとおりである。

(2026.2.9 時点)

商号	Akatsuki Capital Works 株式会社
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング9階
事業目的	(1)各種コンサルティング (2)各種事業者との業務提携による各種商品及びサービスの開発、販売、提供及び輸出入 (3)各種事業者との業務提携による各種商品及びサービスの紹介、マッチング (4)不動産の売買、賃貸、開発、仲介、媒介、鑑定、運用及び管理 (5)M&A(企業の合併・買収)及び企業提携等の仲介及び斡旋 (6)古物営業法に基づく古物営業及び古物競りあわせ業 (7)各種セミナー、イベント等の企画、開催、運営及び管理 (8)フランチャイズ事業 (9)フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導 (10)生命保険の募集に関する業務 (11)損害保険代理店業 (12)動産、不動産、有価証券その他の資産の投資、運用及び管理 (13)前各号に附帯関連する一切の事業
役員	代表取締役 大塚 郁人
資本金	30万円

安達氏及び七條氏は、Akatsuki から、unbanked グループの経営を立て直したいという説明を受け、Akatsuki との間で業務委託契約を締結していた X 氏らとの間で協議を行った。その結果、同社が unbanked の株式を取得する前の 2025 年 7 月 3 日、unbanked は、Akatsuki との間で、同社に対して事業運営に関するコンサルティング業務等を委託する内容の本件業務委託契約を締結し、同社から、X 氏、Y 氏をはじめとする人員を受け入れることとなった^[3]。

この際、委託料の金額を含む本件業務委託契約の条件は、Akatsuki から提示された内容どおりに合意された。また、unbanked において、Akatsuki の株主や実質的支配者に関する情報の確認は特に行われず、これらの点について X 氏や Y 氏から具体的な説明がなされることもなかった。

³ 2025 年 7 月 16 日に、unbanked と Akatsuki との間で、本件業務委託契約の一部を補足・修正する旨の覚書が締結され、同覚書において、業務遂行担当者として、X 氏・Y 氏らが指名されている。

その後、Akatsuki は、2025 年 7 月 22 日、CB 戦略 1 号投資事業有限責任組合から、同組合が他の株主から新たに譲り受けた unbanked 株式と合わせ、合計 176 万 4771 株（株式保有割合：17.61%）の unbanked 株式を市場外で取得した^[4]。Akatsuki から提出された大量保有報告書上によれば、1 株当たりの取得単価は 872 円であり、この取得単価は、東京証券取引所における同日の unbanked 株式の終値である 396 円の約 2.2 倍に相当する金額であった。また、Akatsuki は、unbanked 株式の取得にあたり、合同会社 Galaxy から 15 億 3889 万 6000 円の借入を行っていた。

本件業務委託契約は 2025 年 9 月末日で終了となったものの、その後、X 氏が unbanked の子会社であるクラウドバンク株式会社の代表取締役役に、Y 氏が同じく子会社であるクラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社、クラウドバンク・キャピタル株式会社、及びクラウドバンク・インキュバ株式会社取締役役に就任するなど、Akatsuki から受け入れたり紹介されたりした複数の者が、unbanked のグループ会社で役職員となった。なお、X 氏及び Y 氏は、Akatsuki との間で業務委託契約を締結し、当該契約に基づき、unbanked グループでの業務に従事していた。

(2) Y 氏からの本件取引の提案

Akatsuki が unbanked の株式を取得してから 7 日後の 2025 年 7 月 29 日、Y 氏は、安達氏に対し、unbanked において新たにスクラップ品の金地金取引を行いたい旨の提案を行った。安達氏は、unbanked の金地金取引の実務に深く関与していなかったことから、Y 氏に対し、七條氏に相談するよう伝え、同日、Y 氏は、七條氏及び unbanked における金地金取引の実務を担当する A 氏に対して、同様の提案を行った。

このときの Y 氏の説明は、概要、

- ・ 取引対象の金地金は、刻印のないスクラップ品である。
- ・ unbanked は、Akatsuki 側^[5]が紹介する仕入先と販売先の間に入って当日中に両社と取引を行うものであり、売値と買値の差額により確実に利益を得ることができる。
- ・ 仕入先には当日払い、販売先からの代金の支払は 5 営業日以内となる。
- ・ 販売先は a 社を予定しているが、それまでに何度か試験的に取引を実施する。

というものであった。

七條氏及び A 氏は、unbanked においてそれまでスクラップ品の金地金取引を行ったことがなかったことに加え、スクラップ品の金地金は出所についての疑義（例えば、盗品や密輸品であるなど）が払しょくできないことから、Y 氏の上記提案に対し懸念を示した。

⁴ その後、2025 年 10 月 31 日、組織再編に伴い MaaaaRu ホールディングス株式会社が unbanked 株式 223 万 6829 株（株式保有割合：16.48%）を取得し、これにより、Akatsuki の unbanked 株式の保有割合は 13.00%となった。この組織再編は、Akatsuki のオーナーの提案により行われたものであった。

⁵ Y 氏は、「オーナーサイド」という表現を用いていた。

これに対し、Y氏は、オーナー案件なのでどうしても行いたい、オーナーが保証する^[6]などと述べ、自身が提案するスクラップ品の金地金取引を行うことを強く求めた。

上記提案後、A氏は、同氏、七條氏、Y氏及びB氏をメンバーとするSlackのチャンネル^[7]を立ち上げ、七條氏及びB氏と協議の上、同日午後5時20分、本件チャンネル上で、Y氏に対し、本件取引に関する以下の質問をした。

先ほどご説明いただきました取引について、下記の点につきご教示ください。

1. 仕入先の業種
2. 仕入先が適格請求書発行事業者であるか否か
3. 1回あたりの取引金額および1か月あたりのについて
4. スクラップバー1個あたりの形状、重量、純度について
5. 仕入時における金地金の受取日およびその方法について
6. 販売時における金地金の引渡し日及びその方法について
7. 仕入先から「仕入先自身が仕入れたことを証明する書面」および「品質を証明する書面」のご提出をいただくことは可能か
8. 販売先は、仕入先へスクラップバーを戻すことはないということによいか？（仕入先→当社→販売先→仕入先→当社→販売先）
※同一の金が、実体のない形式的な循環取引とみなされると会計上の問題（売上高の水増し、粉飾決算）、消費税法上のリスクが発生する。

上記の質問を受けて、Y氏は、同日午後6時7分、本件チャンネル上で、以下のとおり回答した。

- 1 古物商
- 2 はい
- 3 1から3億程度を想定
月間10から20回を想定
- 4 角形、1kg目安、999.9

⁶ 安達氏及び七條氏としては、「オーナーが保証する」とは、売買するスクラップ品の安全性（盗品ではないこと等）や、万が一unbankedが損害を被ることがあればオーナーが経済的な補償を行ってくれるという趣旨であると認識した。

⁷ 2025年8月7日にC氏が、同年10月29日に安達氏及びZ氏（Akatsukiからの紹介により同年9月からunbankedグループに対するコンサルティング業務を担っていた人物）が、本件チャンネルのメンバーに追加された。なお、unbankedが説明を受けていたZ氏の名字は、本名ではなくビジネスネームであり、unbankedがこのことを知ったのは、本件取引の開始後、暫く経ってからのことであった。Z氏によれば、前職におけるトラブルから名前が知れ渡ってしまっているため、unbankedに迷惑がかからないようビジネスネームを用いていたとのことである。

- | |
|---------------------|
| 5 御社へ持ち込みにて 7/31 希望 |
| 6 御社に引き取りにて 7/31 希望 |
| 7 提出可能 書式相談の上 |
| 8 ありません |

七條氏としては、Y 氏の上記回答を受けて、循環取引ではないことの確認が取れたこと（上記の質問 8）や、筆頭株主である Akatsuki が取引の安全性を保証していること、何より、筆頭株主である Akatsuki が出資先である unbanked に対しあえて不利益を与えるような取引を提案しないだろうと考えたことから、当時 unbanked 単体の業績が赤字であったことも踏まえ、Y 氏の提案に応じることにした。七條氏は、積極的にスクラップ品の金地金取引を行いたいわけではなかったと説明しているが、他方で、本件取引により unbanked の毎月の販売費及び一般管理費（約 2000 万円）^{〔8〕}を賄える程度の利益を確保できる規模感で本件取引を行うことを考えていた。

Y 氏は、翌 30 日、安達氏、七條氏、X 氏及び Y 氏が参加する定例ミーティング^{〔9〕}において、Akatsuki のオーナー側からの依頼により、お盆明け頃から a 社を販売先として継続的にスクラップ品の金地金取引を行っていく予定であることや、初回のスクラップ品の金地金取引を翌 31 日に実施する予定であることなどを説明した。安達氏は、Y 氏の説明を受け、当該取引は利益が確約された安定した取引であると認識したため、当該取引の実施について特に異議は述べなかった。なお、前記のとおり、Y 氏は、七條氏に対しては翌 31 日の取引が掛け取引となることを説明していたものの、30 日の定例ミーティングでは、お盆明け頃以降の a 社との本件取引の話題がメインであったため、翌 31 日の取引が掛け取引となることについては特に説明がなされず、安達氏は、本件取引が掛け取引になることを事前には認識していなかった。

なお、七條氏らは、Akatsuki が unbanked の株主になって以降、Y 氏、X 氏及び Z 氏に対して、Akatsuki のオーナーは誰なのかと何度も質問することがあったが、同氏らは、それぞれ、「中国人である」、「オーナーは複数いる」、「実は日本人である」などと述べるほか、「張（チョウ）」という名前を出すことがあったものの、それ以上具体的な説明をすることはなかった。また、七條氏らも、Akatsuki のオーナーや実質的支配者について、Y 氏らにそれ以上追及することはなかった。

⁸ unbanked の 2025 年 3 月期の販売費及び一般管理費は、連結で 3 億 789 万 3000 円（月約 2570 万円）、単体で 2 億 2630 万 2000 円（月約 1890 万円）である。

⁹ unbanked は、Akatsuki が unbanked の株主になって以降、2025 年 12 月 17 日まで、毎週水曜日午後 4 時に、安達氏、七條氏、X 氏、Y 氏等を出席者として（2025 年 9 月以降は Z 氏も出席していた。）、「株主ミーティング」と呼ばれる定例ミーティングを実施し、unbanked グループの資金調達の状況等について協議をしていた。

(3) unbanked 内での手続

2025年7月30日午後4時4分、Y氏は、本件チャンネル上で、翌31日に行う本件取引のタイムスケジュールを連絡した。

C氏は、unbankedの金地金事業ではこれまでスクラップ品を取り扱ったことがなかったことから、同日、A氏に対し、念のため稟議の手続を踏んでおいた方がよいのではないかと伝え、稟議申請書の作成を指示した。A氏が2025年7月30日午後5時58分に起案した「金スクラップ取引について」という件名の稟議には、「目的・理由」欄に「金地金取引の拡大に向けて、金地金スクラップ取引の取り扱いを申請します。○販売及び買取対象：金地金スクラップ(ノーブランド) ○設定価格：[REDACTED]の店頭買取価格を基準とし、当社が定める価格 ○その他：通常金地金取引に準じる」、「効果・影響」欄に「金地金取引の拡大」との記載がなされていた。この稟議は、具体的な取引を対象とするものではなく、同日時点でA氏が把握していた情報をもとに、今後継続的に実施することになる取引の概要を確認する目的で行われたものであるため、仕入先及び販売先の名称、個別の取引の日時・代金決済日といった具体的な情報は記載されていなかった。

この稟議は、unbankedのシステム上で、同日中に、C氏、B氏、D氏、七條氏、A氏の順に回覧され、各人により承認がなされた。安達氏による承認は、2025年7月31日午後2時45分と初回の取引(後記2(2)参照)が実行された後になされているが、七條氏によれば、安達氏は前日30日に開催された定例ミーティングにおいて、Y氏から同月31日にスクラップ品の金地金取引を行うことについては既に説明を受けており、スクラップ品の金地金取引を行うこと自体は認識していたため、安達氏の承認を待たずに初回の取引を実行したとのことであった。

なお、本件取引の実施にあたって取締役会決議は経ておらず、上記の2025年7月30日のもの以外に稟議は行われていない(すなわち、具体的な仕入先及び販売先を前提とした個別の取引についての稟議は行われていない。)。unbankedの取締役会決議事項及び稟議事項は前記第1・3のとおりであるが、七條氏としては、取締役会の決議が必要な「重要な契約の締結」とは、日常的に行われている金地金取引を除いた、取引金額が1000万円以上の非定型的な契約の締結を意味し、稟議が必要な「契約の締結」とは、日常的に行われている金地金取引を除いた、取引金額が1000万円未満の非定型的な契約の締結を意味するものと認識しており、スクラップ品の金地金取引は、通常金地金事業の延長線上に位置づけられることから、取締役会決議が必要な「重要な契約」や稟議が必要な「契約の締結」に該当せず、また、「新規事業」にも該当しないと認識していた。

2 本件取引の実施

(1) 本件取引の概要

unbankedは、2025年7月31日から同年11月20日にかけて、後記(2)以下で述べるとおり、Y氏の指示に従い、合計27回、本件取引を行った。本件取引の年月日、相手方

(仕入先・販売先)、取引重量、取引金額、代金振込日等の一覧は、別紙2のとおりである [10]。

なお、unbankedとしては、金地金取引約款(前記第1・2(2)参照)はブランド品(刻印入り)の金地金に関する取引を前提にしたものであると考えており、本件取引において同約款を適用することは想定していなかった。

(2) 初回の取引

Y氏は、2025年7月30日午後4時4分に、前記1(3)のとおり、本件チャンネル上で翌31日に行う本件取引のタイムスケジュール等を投稿した後、同日午後5時19分に、仕入先となるb社の履歴事項全部証明書(発行日:2025年7月30日)のPDFデータを添付した上で、「明日の、仕入業者情報です」と連絡した。また、同日午後8時3分に、販売先となるc社の履歴事項全部証明書(発行日:2021年1月18日)のPDFデータを添付した上で、「買取業者情報です 謄本取得日古いですが、変更はありません 原本、最新のもの明日持参していただきます」と連絡した。七條氏らは、Y氏の上記の連絡により、初回の本件取引の仕入先及び販売先を初めて知ることになった。

前記第1・2(4)のとおり、unbankedの与信管理規程によれば、新規に売掛取引を行う場合には、担当者が与信限度額設定申請書を起案することになっており、新規取引先については、与信限度額申請時に信用調査(担当者による実地調査、会社年鑑等による調査、銀行調査又は興信所による調査)を行い、当該信用調査の結果に基づき、与信限度額の決定を行うものとされている。本件取引も、売掛取引に該当すると解されるところ、同規程の文言からすれば、販売先であるc社については信用調査の実施が求められていたといえる。しかし、七條氏やA氏を始めとするunbankedの役職員は、自社の与信管理規程の存在自体を失念しており [11]、c社について、実在する法人なのか、当該法人やその代表者が過去に不祥事を起こしていないかといった点をインターネット上で検索するにとどまり、与信限度額の設定や同社の信用調査を行うことはなかった。

翌31日午前9時15分頃、b社の代表取締役であるb1氏がunbankedに来店し、Y氏が会議室にb1氏を案内した。Y氏から呼ばれた七條氏及びA氏は、b1氏から、「金スクラップ取引申込書兼通知書(法人)」と題する申込書類 [12]、b1氏の運転免許証及びb社

¹⁰ 本件取引については、取引開始後の2025年8月頃に取引の流れを示すフロー図(最終改定日:2025年10月31日)が作成されており、各取引は概ね当該フロー図に沿って行われていた。当該フロー図は、通常金地金取引のフロー(前記第1・2(2)参照)をもとに、部分的な修正を加えたものである。

¹¹ 本件取引において売上債権の回収遅延が発生した後、2025年12月12日に行われた経営会議では、七條氏から、「unbankedにはもともと与信管理規程が存在しておらず、今後、売上債権の管理を行う上で、今回新たに与信管理規程及び同規程に関する運用マニュアルを作成するものである」旨の説明がなされていることから明らかなとおり、本件取引開始時においても与信管理規程が存在していたことは、当委員会による調査の過程でunbankedの役職員が社内資料を確認した際に判明した。

¹² 表題が「金スクラップ取引申込書兼通知書(法人)」となっているものの、その内容は、通常金地金取引で用いている「取引申込書兼通知書」と同様である。

の履歴事項全部証明書の交付や提示を受けるなどして、通常の金地金取引でも実施している取引時確認 [13] を行った。そして、A氏は、b1氏から金地金のスクラップ品 10本の引渡しを受け、自社の鑑定機で純度及び重量を計測し、unbankedは、当該スクラップ品 10本 (10,069g) を 1億 7017万 127円でb社から買い取った [14]。

b1氏の退店後、間もなく、c社の取引担当者であるc2氏が来店し、同様に、Y氏が会議室にc2氏を案内した。Y氏から呼ばれた七條氏及びA氏は、c2氏から「金スクラップ取引申込書兼通知書(法人)」と題する申込書類、c2氏の運転免許証、c社の代表取締役であるc1氏のマイナンバーカードの写し、c2氏を取引の代理人とする旨のc1氏の委任状及びc社の履歴事項全部証明書(発行日:2025年7月31日)の交付や提示を受けるなどして、通常の金地金取引でも実施している取引時確認を行った。そして、A氏は、c2氏に対し、直前にb社から買い取ったスクラップ品 10本 (10,069g) を引き渡し、c2氏から受領書を受け取った上で、請求金額を 1億 7127万 7717円、支払期限を 2025年 8月 7日とするc社宛ての「納品書兼ご請求書」を交付した。支払期限については、事前のY氏の説明どおり、取引から 5営業日後とされた。

unbankedは、同日午後 0時 13分、Y氏を通じて、b社が他社からスクラップ品を仕入れたことを証する「計算書・買取(社内用)」と題する書面 [15] を受領し、同日午後 0時 40分頃、b社の口座に買取代金 1億 7017万 127円を振り込んだ。

その後、c社からは、支払期限である 2025年 8月 7日に unbankedの口座に販売代金 1億 7127万 7717円の入金がなされた。

(3) 2回目及び3回目の取引

2025年 8月 4日午前 9時 31分、Y氏は、本件チャンネル上で、「明日 8/5、先日と同じように金取引 15kg 取り組みお願いします 仕入、買取両業者も同様です」と、翌 5日に 2回目の取引を行うことを連絡した。

同日午前 9時 47分、七條氏は、Y氏に対し、本件チャンネル上で、2回目の取引はもう少し利益が生じるよう価格設定を見直したい旨を伝えたが、Y氏は、同日 10時 6分、「今後の取引量のこと考えて、前回と同様に今後ともスキーム組んでいきたい、とのことです」、「全体の利益率は他の事業展開でも調整していきたいと考えております」と返答し、初回

¹³ 犯罪収益移転防止法 4 条に基づく取引時確認を行った。

¹⁴ 本件取引における取引価格は、[redacted]の店頭買取価格を基準に一定金額を減額した上で決定されている。なお、本件取引を開始する当初、unbankedは、自社として確保したい利益水準を踏まえた価格設定をY氏に提案したが、Y氏はこれに応じず、Y氏が提案する価格設定で本件取引を行うこととなった。

¹⁵ 当該書面は、仕入先をd社、取引日及び受渡日をいずれも 2025年 7月 31日とするものであった。もともと、当該書面は、d社が作成したものではなく、b社がd社宛てに発行したものであり、金地金の売買が行われた事実をd社が保証するという内容ではなかった。A氏は、当該書面の受領後、d社が実在する会社であるか、同社及びその代表者が過去に不祥事を起こしていないかをインターネットで検索して確認した。

の取引と同じ基準で価格設定がなされた^[16]。

翌5日、初回の取引と同様の要領で、仕入先をb社（来店者：b1氏）、販売先をc社（来店者：c2氏）として、2回目の取引（スクラップ品15本〔15,011g〕／買取代金2億5643万2913円／販売代金2億5808万4123円）が行われた。

2回目の取引に係る販売代金の支払期限は、初回と同じく5営業日後である2025年8月13日とされていた。もともと、c社からは、同月12日に1億円、同月13日に1億円、同月14日に残金^[17]と、合計3回に分けて、一部については支払期限を1日徒過して、入金となされた。七條氏らが、Y氏を通じて支払が遅れた理由を確認したところ、c社の経理担当者がお盆休暇中であったため支払期限当日までに全額を振り込むことができず、3回に分けて入金することになったとのことであった^[18]。

その後、同月12日、これまでと同様の要領で、仕入先をb社（来店者：b1氏）、販売先をc社（来店者：c2氏）として、3回目の取引（スクラップ品15本〔15,069g〕／買取代金2億5831万8825円／販売代金2億5997万6415円）が行われた。3回目の取引の販売代金は、その支払期限である2025年8月19日までに、c社からunbankedの口座に全額が入金された。

（4）4回目から6回目の取引

2025年8月14日から同月22日にかけて、これまでと同じく、仕入先をb社、販売先をc社として、4回目から6回目の取引が行われた。

4回目の取引の前日である2025年8月13日、Y氏は、本件チャンネル上で、「支払サイトに関してですが 現状の5営業日を7営業日にご変更いただきたいです」と投稿し、これを受けて、4回目以降の取引の販売代金の支払期限が7営業日後に変更されることになった。前記（3）のとおり、c社は2回目の取引で代金の一部の支払を1日徒過したことがあったが、七條氏としては、お盆期間中でのことでありやむを得ないことであったと考え、Y氏の提案どおり支払サイトの変更に応じることとした。

4回目から6回目の取引の販売代金について、c社からの入金が遅れることはなかった。

（5）7回目の取引

2025年8月18日、Y氏は、七條氏及びA氏に対し、口頭で、今後のスクラップ品の取

¹⁶ 3回目の取引以降も、初回の取引と同じ基準で価格設定がなされた。

¹⁷ c社は、2025年8月14日、2回目の取引の残金を支払おうとしたところ、誤って3回目の取引の販売代金の1億円未満の端数である5997万6415円を入金した。そのため、当該入金分は、2回目の取引の販売代金の残金5808万4123円に充当した上で、その残り189万2292円は、3回目の販売代金の一部に充当させることになった。

¹⁸ 本件取引は、Y氏の提案により、Y氏が仕入先及び販売先を指定して行われていたものであることから、仕入先及び販売先との間の個別の連絡については、2025年11月19日までは、基本的にY氏を通じて行われていた。

引の仕入先が b 社から e 社に変更になる予定である旨を伝えた上で、本件チャンネル上で、e 社のホームページ情報を投稿した^[19]。

同月 25 日午前 9 時 20 分頃、e 社の担当者である e1 氏が unbanked に来店し、Y 氏が会議室に e1 氏を案内した。Y 氏から呼ばれた A 氏は、e1 氏から、「金スクラップ取引申込書兼通知書（法人）」と題する申込書類、e1 氏の運転免許証、e 社の代表取締役である e2 氏の運転免許証及び同社の履歴事項全部証明書の交付や提示を受けるなどして、通常金地金取引でも実施している取引時確認を行った。そして、A 氏は、e1 氏からスクラップ品 20 本の引渡しを受け、鑑定及び計測を行い、unbanked は、当該スクラップ品 20 本(19,982g)を 3 億 4218 万 7753 円で e 社から買い取った。

e1 氏の退店後間もなく、b 社の取引担当者である b1 氏が unbanked に来店し、Y 氏が会議室に b1 氏を案内した。Y 氏から呼ばれた A 氏は、b1 氏に対し、直前に e 社から買い取ったスクラップ品 20 本 (19,982g) を引き渡し、b1 氏から受領書を受け取った上で、請求金額を 3 億 4438 万 5773 円、支払期限を 2025 年 8 月 29 日とする b 社宛ての「納品書兼ご請求書」を交付した。

その後、unbanked は、同月 25 日午前 11 時 33 分、Y 氏を通じて、e 社が他社からスクラップ品を仕入れたことを証する「計算書・買取（社内用）」と題する書面^[20]を受領し、同日午後 1 時 17 分頃、e 社の口座に買取代金 3 億 4218 万 7753 円を振り込んだ。

以上のとおり、7 回目の取引は、それまでの取引で仕入先であった b 社が販売先となっているところ、Y 氏からは、このような仕入先及び販売先の変更があった理由について特段の説明はなく、七條氏及び A 氏としても、b 社や c 社の都合が悪くなったのだろうと考え、Y 氏に対して変更の理由を積極的に確認することはしなかった。

支払期限である 2025 年 8 月 29 日、b 社から unbanked の口座には販売代金から 1 億円不足した 2 億 4438 万 5773 円の入金しかされなかったため、七條氏は、同日午後 1 時 21 分、Y 氏に対し、本件チャンネル上で、至急 b 社に確認して 1 億円を入金してもらうよう依頼した。これに対し、Y 氏は、同日午後 1 時 54 分、「c 社ではなく、今日は b 社からの入金でしたね、最初 c 社と聞いたので僕の方もこんがらがっておりました、失礼しました」、「先ほど確認したところ限度額の関係で 2 本に別れると聞いておりますので順次手続きしているかと思われます ご報告遅くなり申し訳ありません」と返答した。その後、同日午後 1 時 59 分頃、b 社から残金 1 億円が unbanked の口座に入金されたことが確認された。

¹⁹ unbanked は、2025 年 8 月 25 日、e 社に対し、同社宛ての継続購入意向書を差し入れている。

²⁰ 当該書面は、仕入先を f 社、取引日及び受渡日をいずれも 2025 年 8 月 29 日とするものであった。もともと、当該書面は、f 社が作成したものではなく、e 社が f 社宛てに発行したものであり、金地金の売買が行われた事実を f 社が保証するという内容ではなかった。A 氏は、当該書面の受領後、f 社が実在する会社であるか、同社及びその代表者が過去に不祥事を起こしていないかをインターネットで検索して確認した。

(6) 8回目から25回目の取引

2025年8月28日から同年11月11日にかけて、仕入先をe社（来店者：e1氏、e2氏又はe3氏）、販売先をc社（来店者：c2氏又はc3氏）として、これまでと同様の要領で、8回目から25回目の取引が行われた。

この間、七條氏や安達氏とY氏との間では、本件取引の取引内容や販売先からの支払、unbankedにおける資金繰りに関して、以下のやり取りがなされた。

ア 9回目の取引

2025年8月29日に行われた9回目の取引では、支払期限である同年9月9日の午後1時59分の時点でc社からの販売代金3億4836万9542円の入金を確認できていなかった。同日午後3時を過ぎても入金が確認できなかったため、七條氏は、Y氏に対し、本件チャンネル上で、「c社から、まだ入金がありません。至急、ご確認ください。」とc社への入金確認を依頼した。これを受け、Y氏は、同日午後3時58分に、「連絡入れました、確認中です！」と返答し、さらに、同日午後4時29分に、「申し訳ありません、オーナー側で承認作業が漏れていたようで実行に至っていなかったそうです。申し訳ありません、とのことですが、また、15時すぎてしまい、一度の振込限度額の関係上、4本に分かれて着金します、とのことですが」と連絡した。

上記連絡に対し、七條氏は、同日午後4時31分、Y氏に対し、本件チャンネル上で、「本日、今から振り込むということで、よろしいですね？」と確認をしたが、「オーナー側」の「承認作業」が何であるのか、「オーナー」とはAkatsukiのオーナー（実質の支配者、株主）を意味するのか、「オーナー」とは誰なのか、といったことは特に気に留めることはなく、この点をY氏に対し確認することはなかった。

同日午後4時32分、Y氏は、七條氏の上記確認に対し、「はい、そのように連絡をいただきました！」と返答し、その後、同日午後4時50分、c社からunbankedの口座に販売代金3億4836万9542円の入金がなされた。

なお、この件を受け、既に実施済みの10回目の取引の販売代金の支払（支払期限2025年9月17日）から、c社において支払期限の前営業日に予約振込をするという運用になった^[21]。

イ 10回目の取引

2025年9月2日午後0時53分、Y氏は、本件チャンネル上で、同月5日と8日に、それぞれ25kgずつ本件取引を行いたい旨を連絡した。これを受け、七條氏は、同月2日午後1時57分、Y氏に対し、unbankedの資金が不足しているため最大でも各日10kgず

²¹ Y氏は、2025年9月10日、七條氏に対し、Slackのダイレクトメッセージで、「c社からの17日の支払は、昨日のことがありましたので、前日に振込予約をしていただくよう手配しましたのでご安心ください笑」と連絡している。

つしか取引できない旨返答した。

同月 4 日頃、Y 氏は、安達氏に対し、本件取引を行うためにグループ会社から unbanked に資金を融通できないか相談した。この相談により、安達氏は、本件取引が掛け取引で行われていることを初めて認識し、Y 氏に対し、本件取引の規模を縮小できないか検討を依頼した。

結局、unbanked は、子会社のクラウドバンク・キャピタル株式会社に融資していた貸付金のうち 5 億 57 万 5342 円を繰上返済してもらうことで本件取引の資金を確保することとし、この繰上返済により確保した資金を用いて、同月 5 日の 10 回目の取引（スクラップ品 25 本 [25,035g] / 買取代金 4 億 5488 万 943 円 / 販売代金 4 億 5763 万 4793 円）を行った。

ウ 15 回目の取引

2025 年 9 月 26 日の 15 回目の取引に係る販売代金 5 億 2588 万 7683 円の支払期限は、同年 10 月 7 日であった。unbanked は、上記支払期限の前営業日に、Y 氏を通じて、c 社が翌 7 日を振込指定日とする予約振込を行ったことを証する画面のスクリーンショットを受領していた [22]。

ところが、翌 7 日午前 10 時の時点で c 社からの入金を確認されなかったことから、七條氏は、Y 氏に対し、本件チャンネル上で、「昨日、振込予約された c 社様から、まだ入金がありません。いつもなら朝一番で入金確認できるのですが、何かトラブルでしょうか？ご確認ください。」と投稿した。当該投稿に対し、Y 氏は、同日午前 11 時 7 分、「確認しましたが、手続きは終わっているとのことでした」と返答した。その後、間もなく、販売代金 5 億 2588 万 7683 円が unbanked の口座に入金されたことが確認された。

なお、七條氏は、前日に予約振込がなされていたにもかかわらず、支払期限当日の朝一番に入金が完了していないことについて、予約振込の手続きが本当に行われていたのかと若干の疑念を抱いたものの、Y 氏や c 社に対して、それ以上追及することはなかった。

エ 18 回目の取引

2025 年 10 月 10 日、Y 氏は、本件チャンネル上で、同月 14 日及び 15 日に 27kg ずつ本件取引を行うことを予定している旨を連絡した。これに対し、七條氏は、unbanked の現金残高を踏まえると上記の内容で本件取引を行うことはできない旨返答した。これに対し、Y 氏からの返信は特になかった。

²² unbanked は、この 15 回目の取引から、Y 氏を通じて、c 社から、予約振込画面のスクリーンショットを受領し始めた。

同月 14 日、七條氏は、unbanked グループの取締役が参加する定例ミーティング [23] において、現在の unbanked の現金残高では本件取引を実行することができない旨を説明した。これに対し、Z 氏及び Y 氏が、既に、仕入先においてスクラップ品の手配が完了しているので取引を行うしかない旨を述べたこともあり、本件取引を行うことを前提に、グループ会社にどの程度余剰資金が存在するのかについての議論に発展した。七條氏としては、グループ会社から資金を集めてまで本件取引を行う必要はないと思っていたが、Z 氏を中心に本件取引を進める方向で議論が進んでいき、その旨を述べることができる雰囲気ではなくなってしまうと感じ、本件取引を実施することにした。最終的に、unbanked は、同日中にクラウドバンク・キャピタル株式会社に融資していた貸付金のうち 2 億 5000 万円を繰上返済してもらうことで本件取引の資金を確保し、当該資金を用いて、同月 14 日に 18 回目の取引（スクラップ品 25 本 [24,904g] / 買取代金 5 億 4301 万 7385 円 / 販売代金 5 億 4575 万 6715 円）を行った。

18 回目の取引に係る販売代金の支払期限は 2025 年 10 月 23 日であったところ、同日午前 10 時 21 分の時点で c 社からの入金を確認できなかったため、七條氏は、同刻、Y 氏に対し、本件チャンネル上で、その旨を連絡し、同日午後 1 時 6 分、Y 氏から「手続きは終わっているとのことですが、着金確認まだできていませんか？」と返答があった。その後、同日午後 2 時 33 分頃、販売代金 5 億 4575 万 6715 円が unbanked の口座に入金されたことが確認された。

なお、同月 14 日の朝会場で、Z 氏から、前日に本件取引の連絡がなされても、unbanked の資金繰りの関係上、通常金地金取引の顧客への買取代金の支払を優先せざるを得ない場合もあるため、早めに今後の取引スケジュールを周知するよう改善すべきである旨の意見が述べられたことや、資金に余裕をもって本件取引を行うべきとの話になったことを受け、翌 15 日、Y 氏は、本件チャンネル上で、「次回取引は、10/22,23、そして翌週の 10/30,31 予定です」、「詳細、取り組み方につきましては別途協議が必要になるかと思いますが一旦ご報告差し上げます」などと連絡した。

オ 19 回目の取引

19 回目の取引に係る販売代金 5 億 7028 万 1071 円の支払期限は 2025 年 10 月 24 日であったところ、unbanked は、これまでと同様に、上記支払期限の前日に、Y 氏を通じて、c 社が翌 24 日を振込指定日とする予約振込を行ったことを証する画面のスクリーンショットを受領していた。

ところが、翌 24 日午前 10 時 40 分の時点で、c 社からの入金を確認できなかったため、七條氏は、同刻、Y 氏に対し、本件チャンネル上でその旨を連絡するとともに、c 社

²³ unbanked グループでは、毎週月曜日の午前 9 時に、unbanked グループの常勤取締役及び Z 氏が参加する「朝会」と呼ばれる定例ミーティングを開催している。なお、2025 年 10 月 14 日は火曜日であるが、前日 13 日の月曜日が祝日であったため、14 日に朝会が行われた。

への確認を依頼したところ、Y氏は、同日午前11時59分、「なぜかエラー出て実行されていなかったとのこと、急ぎ対応していただけます 時期着金あるかと思いません！」と返答した。その後、間もなく、販売代金5億7028万1071円が **unbanked** の口座に入金されたことが確認された。

カ 21 回目の取引

21 回目の取引に係る販売代金の支払期限は2025年11月4日であったところ、同日午前11時8分の時点でc社からの入金の確認できなかったため、七條氏は、同刻、Y氏に対し、本件チャンネル上で、その旨を連絡するとともに、c社への確認を依頼した。これに対し、Y氏は、同日午後2時11分、「着金されていませんか？手続きは終わっている、と伺っております」などと返答した。その後、間もなく、販売代金5億8360万4738円が **unbanked** の口座に入金されたことが確認された。

本件チャンネル上の上記のやり取りを見ていたZ氏は、Y氏及び七條氏に対し、同日午後2時42分、本件チャンネル上で、「こちら、やりとりを見ていると、c社さんからの入金が入りも午後になるように思います。色々事情があるのかもしれないので、XX時までに入金すること/UBで確認すること、などオペレーションを先方と決めてみてはいかがでしょうか？」と提案したところ、七條氏は、「c社さんとは、前日に振込予約をして頂くことにしており、そのエビデンスをYさん経由でもらうようしています。ただ、朝一番で着金確認できない場合があります、その際はYさんに確認して頂いております。」と返答した。これに対し、Z氏は特に返答しておらず、**unbanked** において本件取引のオペレーションの取決めについて改めて検討されることはなかった。

キ 22 回目及び23 回目の取引

2025年10月27日、Y氏は、本件チャンネル上で、七條氏に対し、同月30日に29kg、同月31日に27kgの取引を行う予定である旨を連絡した。また、同月29日、Y氏は、七條氏に対し、同月30日の取引は35kgに、同月31日の取引は30kgにそれぞれ変更になった旨を連絡した。

その後、同月29日に開催された株主ミーティング^[24]において、七條氏及び安達氏は、本件取引を行うことで手元の資金が不足し、通常の金地金取引の顧客と取引を行うことができなかったことを踏まえ、本件取引をこのまま継続すべきかどうか、X氏及びZ氏に対し相談した。これに対しては、X氏及びZ氏から、本件取引は先に仕入ありきの取引なので、資金繰りが危うい状態であれば行うべきではない、上場会社が資金繰りに余裕のない運営を行うことには問題がある、**unbanked** が仕入先と販売先の間に入ることでマネー・ロンダリングに加担することにならないようコンプライアンスを遵守した受注ルールを構築する必要がある、e社から提示されている「計算書・買取（社内用）」

²⁴ Y氏は、2025年10月29日の株主ミーティングには参加していない。

と題する書面の体裁には違和感がある、e社の仕入先であるf社についてマネー・ロンダリングの疑いがないかリサーチを行う必要があるといった意見が示された^[25]。そのため、七條氏は、行き過ぎた要求をするY氏への牽制という意味も込めて、本件チャンネル上で、Y氏に対し、X氏らから上記の意見が示されたこともあり、取引量の増量に応じることはできない旨返答した。

Y氏から特段の返答はなかったものの、同月30日にY氏から連絡を受けたとおりの増量は見送られ、同月30日の22回目の取引については28,954g、同月31日の23回目の取引については28,978gの取引が行われた。なお、22回目の取引は当初の連絡(29kg)とほぼ同量であったのに対し、23回目の取引は当初の連絡(27kg)から約2kg増量された内容であったが、七條氏は、unbankedの資金繰りが危うくならない範囲で本件取引を行う限りは問題ないと考え、22回目及び23回目の取引を行った。

ク 24回目及び25回目の取引

2025年11月7日、Y氏は、本件チャンネル上で、七條氏に対し、同月10日及び11日の取引についてはそれぞれ27kg(ただし、当日の価格次第では+2~3kg)の取引を行う予定である旨を連絡し、その後、同月10日(24回目)は30,202g、同月11日(25回目)は32,197gの本件取引がそれぞれ行われた。

24回目の取引に係る販売代金の支払期限は2025年11月19日であったところ、同日午後1時40分の時点でc社からの入金を確認できなかったため、B氏は、同刻、Y氏に対し、本件チャンネル上で、その旨を連絡するとともに、c社への確認を依頼した^[26]。これに対し、Y氏は、同日午後1時56分、「先方に連絡いれています また、同じくe社からも入金がまだなのか、と連絡入りました」と返答した。これに対し、B氏が、同日午後2時7分に、「仕入先への支払があります。申し訳ありませんが、e社へはその資金を確保してからの送金になります。」と返答したところ、Y氏は、同日午後2時10分、「e社は仕入資金の支払いがあります c社とは全く別なので、こちらもせつつかれて困っています 申し訳ないですが、先に払い出してもらえませんか？今後の取引に支障をきたしかねないです」と返答した。その後、午後2時50分頃に、c社から販売代金6億4939万4343円がunbankedの口座に入金されたことが確認された。

また、25回目の取引に係る販売代金7億1293万8171円の支払期限は2025年11月20日であり、unbankedは、その前日に、Y氏を通じて、c社が同金額の予約振込を行ったことを証する画面のスクリーンショットを受領していたが、20日午前11時47分の時点でc社から5000万円しか入金されていなかったため、七條氏は、同刻、Y氏に対

²⁵ 2025年10月30日、unbankedは、Y氏を通じて(Y氏はe社を通じて)、f社の埼玉県公安委員会における古物商許可証を受領した。また、後記クの24回目の取引からは、e社がスクラップ品を仕入れたことを証する書面については、f社の社印が押印された同社発行の「納品書」の提示を求めた。

²⁶ unbankedは、24回目の取引については、予約振込を行ったことを証する画面のスクリーンショットを支払期限の前日に受領していなかったが、この点についてY氏への確認は行われなかった。

し、本件チャンネル上で、不足分の振込状況を c 社に対し至急確認するよう依頼した。Y 氏からの返答がすぐになかったため、七條氏らは、c 社の取引担当者である c2 氏に直接電話をし、入金状況を確認したところ、c 社としても、転売先からの入金がないため、現時点では支払うことができない状況であるとのことであった。その後、同日午後 4 時 50 分頃、残りの販売代金である 6 億 6293 万 8171 円が unbanked の口座に入金されたことが確認された。

(7) 26 回目及び 27 回目の取引

ア Y 氏からの取引量についての連絡

2025 年 11 月 10 日、Y 氏は、本件チャンネル上で、同月分の本件取引は、10 日、11 日、18 日、19 日、27 日及び 28 日を行うことを予定している旨を連絡した。

前記(6)クのとおり、同月 10 日及び 11 日の取引については予定どおり行ったものの、同月 13 日午前 10 時 41 分、七條氏は、Y 氏に対し、本件チャンネル上で、資金繰りを計算したところ、同月 18 日の取引については 22kg、同月 19 日の取引については 28kg が限界である旨を伝えた。これに対し、Y 氏は、同日午後 2 時 53 分、「先方」(e 社を指すのか、c 社を指すのかは不明である。)に掛け合ってみる旨返答した。

同月 17 日午後 0 時 25 分、Y 氏は、七條氏に対し、本件チャンネル上で、同月 18 日の取引は「先方」(同上)の都合上延期になったが、同月 19 日の取引については 29kg±1kg とし、同日 20 日にも取引量は確認中であるが取引を行う予定である旨を連絡した。

イ 26 回目及び 27 回目の取引の実行

2025 年 11 月 19 日に 26 回目の取引(スクラップ品 31 本 [30,987g] / 買取代金 6 億 8069 万 1429 円 / 販売代金 6 億 8409 万 9999 円 [支払期限 2025 年 12 月 1 日])が、同月 20 日に 27 回目の取引(スクラップ品 30 本 [30,007g] / 買取代金 6 億 7131 万 602 円 / 販売代金 6 億 7461 万 1372 円 [支払期限 2025 年 12 月 2 日])が、これまでと同様の要領で、仕入先である e 社及び販売先である c 社との間で、それぞれ行われた。

ウ 28 回目以降の取引の中止判断

前記(6)クのとおり、七條氏らは、c 社は転売先からの入金がなければ unbanked への支払ができない状況にあることが判明したため、unbanked の販売代金回収におけるリスクが急激に高まったと判断し、本件チャンネル上で、Y 氏に対し、同月 27 日及び 28 日に予定されていた 28 回目及び 29 回目の取引の実行は慎重になるべきである旨伝えた。これに対し、Y 氏は、「安達社長、七條さん始め皆さま 段取りや連携が悪く大変ご迷惑おかけしました 申し訳ございませんでした なんとかおさめていただきほっとしております ご協力いただきましてありがとうございます!」と、25 回目の取引の支払が遅れたことについて謝罪を述べるのみで、同月 27 日以降の取引の実行は慎重に

なるべきという七條氏の意見については特段反応を示さなかった。

なお、七條氏と Y 氏との間で上記のやり取りがなされる前の同日午前 8 時 40 分に、Z 氏から七條氏及び安達氏に対し、この 3 人だけの Slack のチャンネルに、「スクラップ取引については、私の方で収束に持っていくように、株主の方には会話するよういたします。こちらはタイミングもあり少しお時間がかかりますので、お待ちください。」とのメッセージが送信されている。七條氏によれば、e 社からは早急な買取代金の支払が求められる一方で、c 社からの入金が遅い時間になることが多く、当該支払に充てるための資金が不足するという状況が続いていたため、七條氏及び安達氏は、上記メッセージの前日頃に、Z 氏に対し、本件取引の頻度を減らす方向で検討したいと相談していたとのことであった。

そして、同月 27 日、七條氏及び安達氏は、Z 氏から、上記チャンネルで、「少し時間かかりましたが、金スクラップはもうやらない旨、確定させて来ました。」とのメッセージを受領し、同日以降、本件取引の実行は見送られることが決まった。これ以降、Y 氏が unbanked に対して本件取引を提案することはなくなった。

エ 26 回目及び 27 回目の取引の支払遅延

(ア) 26 回目の取引に係る販売代金の支払期限は 2025 年 12 月 1 日であったところ、同日の前営業日である同年 11 月 28 日になっても c 社から同年 12 月 1 日を振込指定日とする予約振込を行ったことを証する画面のスクリーンショットが送られておらず、また、同社の担当者である c2 氏に電話をしても応答がなかった。そのため、七條氏は、Y 氏に対し、本件チャンネル上でその旨を伝えるとともに、c2 氏に別の手段で連絡を取ることができないか尋ねたところ、Y 氏は、自身も電話番号以外の連絡先は把握していないと返答した。七條氏は、Y 氏に対し、c2 氏の LINE やメールアドレスを把握していないかも尋ねたが、その日は Y 氏からの返答は特になかった。

七條氏は、c 社の状況を確認するため、同日午後、同社の本店所在地に赴いたが、そこはシェアオフィスであり、当該シェアオフィスの受付で確認したところ、同社との間で利用契約は締結されていないことが判明した。

(イ) 同年 12 月 1 日午前 9 時 5 分、Y 氏は、七條氏に対し、本件チャンネル上で、c 社の予約振込画面のスクリーンショットはいつも携帯のショートメッセージで受領していたので、c2 氏の LINE やメールアドレスは知らない旨を返答した。

同日午後 1 時 9 分の時点でも、c 社からの入金はなく、c2 氏とは依然として電話が繋がらない状況であった。そのため、七條氏は、本件チャンネル上で Y 氏に対し、

「Y さんから、オーナー案件ということで受けてきた注文ですので、オーナーに現状報告して対策を講じてください。我々もできる限りの回収努力はしますが、Y さんも当事者意識をもって全面的に協力してください。」と連絡したところ、Y 氏は、「勿論です、私もずっと追っていますし、オーナー陣に何度も話しております。こ

ちらも連絡待ち状態が続いております 状況変化あればすぐにご報告いたします」と返答した。

同日午後 3 時 33 分頃、c2 氏から七條氏に電話があり、c 社は転売先複数社から入金がないため unbanked への支払が行えない状況であるとの連絡があった。これに対し、七條氏は、c2 氏に対し、状況が分かり次第、逐一報告するとともに、c 社の代表者である c1 氏の連絡先、経理担当者である c4 氏の連絡先及び転売先の会社名・住所・取引書類を至急共有するよう要求した。これに対し、Y 氏は、同日午後 4 時 18 分、本件チャンネル上で、「私も先ほどやっと連絡がとれ、unbanked からの電話は必ず出ていただくようお願いしました」、「また、依頼には至急対応し、速やかに情報共有していただくようお願いしております」と返信した。

その後、同日午後 6 時 23 分頃、七條氏は、c4 氏から、電話で、unbanked が販売したスクラップ品を c 社は更に複数社に転売しており、当該各転売先からの入金がないため、本日中の入金是不可能であるとの連絡を受けた。そのため、七條氏は、c4 氏に、転売先の情報、転売先との取引内容が分かる書類、c1 氏の連絡先を至急共有するよう伝えた。

(ウ) 翌 2 日午前 9 時 59 分、c4 氏から、c 社の転売先からの入金遅延が生じているため unbanked への支払が遅れている旨が改めてメールで伝えられるとともに、c 社の転売先の情報として、同社が g 社に発行した 2025 年 11 月 19 日付の請求書 [27] 及び同月 20 日付の請求書 [28] の PDF データが送付された。

同日午前 10 時 41 分、七條氏は、c4 氏に対し、メールで、g 社の住所・電話番号・メールアドレス・取引担当者、c1 氏の現住所・電話番号・メールアドレス、c 社の現住所を回答するよう要請するとともに、g 社の受領印が押印された受領書及び unbanked への支払スケジュールを提示するよう要請した。さらに、同日午後 12 時 29 分、七條氏は、c4 氏に対し、メールで、g 社も転売先からの支払が滞っているのであれば、g 社の転売先の名称・住所・連絡先についても回答するよう要請した。同日午後 3 時 31 分にも、七條氏は、c4 氏に対し、上記の各事項を回答するよう催促した。

同日午後 4 時 53 分、c4 氏は、七條氏に対し、メールで、g 社の住所及び取引担当者の氏名を回答するとともに、g 社の受領印が押印された受領書を送付した。また、c4 氏は、c1 氏の現住所・電話番号・メールアドレス及び c 社の現住所については c1 氏が海外出張中であるため確認して連絡する、支払スケジュールについては g 社と協議中のため明日には回答できる見込みである、g 社の転売先の情報は g 社に確認

²⁷ g 社宛の 2025 年 11 月 19 日付の請求書は、スクラップ品 30,987g を 6 億 8580 万 4284 円で販売するものであり、その取引重量は、unbanked が同月 19 日に c 社に対して販売したスクラップ品と同じ重量であった。

²⁸ g 社宛の 2025 年 11 月 20 日付の請求書は、スクラップ品 30,007g を 6 億 7626 万 1758 円で販売するものであり、その取引重量は、unbanked が同月 20 日に c 社に対して販売したスクラップ品と同じ重量であった。

しているがまだ回答が得られていない、と説明した。

- (エ) 同月 3 日午前 9 時 5 分、七條氏が本件チャンネル上で Y 氏に対し Akatsuki のオーナー陣との協議状況を確認したところ、同日午後 2 時 13 分、Y 氏は、オーナーからは c 社と連絡を取り合っていると聞いている、オーナーに何とかしてもらおうよう掛け合ってもらっている、と返答した。

同日昼頃、七條氏が、c1 氏のマイナンバーカードに住所として記載されていたマンションを訪問し、インターフォンで呼び出したが、応答はなかった。当該マンションの受付で確認したところ、c1 氏という名前の契約者は存在しない、c1 氏の住所として記載されていた当該マンションの部屋には 2025 年 2 月から c1 氏ではない別の入居者が居住しているとの説明を受けた。

同日午後 4 時 31 分、c4 氏から、七條氏に対し、メールで、同日午後 8 時頃には支払スケジュールを回答できると思うので待ってほしいとの連絡があった。また、同日午後 8 時 3 分、c4 氏から、七條氏に対し、メールで、同月 19 日には全額支払うことができる見通しである、部分的にでも支払ができる分は都度支払う、という連絡があった。

同日午後 8 時 54 分、七條氏は、c4 氏に対し、メールで、12 月 5 日までにまずは可能な限り入金すること、デイリーベースの返済計画表を提出すること、同月 12 日までの完済を強く希望すること、及び、g 社に対し同社の販売先情報を聞き出すことを、要請した。

- (オ) 同月 4 日午前 11 時 39 分、七條氏は、c4 氏に対し、メールで、可能な限りの金額を 12 月 5 日までに振り込むこと、unbanked 作成の債務確認書に実印を押印の上、印鑑証明書と一緒に unbanked に郵送することを依頼した上で、c1 氏の現住所・電話番号・メールアドレス、c 社の現在の本店所在地及び g 社の販売先等の情報を回答するよう引き続き要請した。また、同日午後 5 時 35 分、七條氏は、c4 氏に対し、メールで、再度、12 月 5 日までにいくらの入金が可能か回答するよう要請した。

同日夜、c4 氏は、七條氏との電話で、翌 5 日までに最低でも 1000 万円未満の端数部分である 871 万 1371 円を支払うことを約束した。その際、七條氏は、c4 氏に対し、同月 19 日までに全額を支払うことを約する旨の債務確認書及び同月 19 日までのデイリーベースの返済計画書の提出を要求した。

- (カ) 同月 5 日午後 1 時 30 分頃、七條氏は、c 社から unbanked の口座に 871 万 1371 円が入金されたことを確認し、c4 氏に対し、メールで、入金確認の連絡をするとともに、債務確認書の提出及び回答を要請した各事項（前記（ウ）参照）に対する回答を要請した。

- (キ) 同月 8 日午後 2 時 55 分、七條氏は、c4 氏に対し、メールで、再度、未回答の要請事項を確認するとともに、c1 氏から c4 氏に本件の対応を一任したことを示す委任状、債務確認書及び同月 19 日までのデイリーベースでの支払計画表の提出並びに

c4氏との面談の設定を要求した。

- (ク) 同月9日午前10時8分、七條氏は、c4氏からメールで、本件取引の未払代金合計13億5000万円の支払義務があること及び当該債務全額を同月19日までに必ず支払うことが記載された債務確認書を受領した。

同日午前11時17分、七條氏は、c4氏に対し、メールで、同月12日までに残債務13億5000万円の半額である6億7500万円を支払うよう要求したが、c4氏からの返信は特になかった。

- (ケ) 同月11日午後7時10分、七條氏が、c4氏に対し、メールで、同月12日までに6億7500万円を支払うよう要請した件はどうなったのかと確認した。七條氏は、1時間30分程経ってもc4氏からの返信がなかったことから、同日午後8時37分、Y氏に対し、本件チャンネル上で、「c社の経理担当者のc4氏…と本日ついに連絡がとれなくなりました。オーナーが責任をもって支払わなければ、回収不能です。どう解決するつもりなのか、状況を教えてください。」と連絡した。その直後、同日午後8時41分、c4氏から、翌12日に少しでも支払う予定であるとの返信があった。七條氏の上記の連絡に対し、Y氏からの返答は特になかった。

- (コ) 同月12日午後2時40分頃、七條氏は、c社からunbankedの口座に1000万円が入金されたことを確認し、同刻、c4氏に対し、再度、メールで、前記(ウ)で回答を要請した各事項に対する回答、同月19日までのデイリーベースの支払計画表及びc1氏からc4氏に本件の対応を一任したことを示す委任状の提出並びにc4氏との面談の設定を要求したが、c4氏からの返信は特になかった。

- (サ) 同月17日午後3時45分、七條氏は、c4氏に対し、メールで、前記(コ)の内容を再掲した上で、同月19日までの返済の用途についての報告を求めた。

- (シ) 同月18日午前9時55分、c4氏から、七條氏に対し、同月19日に支払ができるよう転売先と引き続き協議を続けている、unbankedが要求する書面については弁護士に相談の上対応中である、という内容の返信がなされた。

- (ス) 同月19日午前9時55分、七條氏は、c4氏に対し、メールで、残金である13億4000万円の入金を確認できないが何時までに全額支払われるのかを確認した。また、並行して、c4氏に対し電話もしたが、c4氏は応答しなかった。

同日午後3時8分及び午後3時31分にも、七條氏は、c4氏に対し、メールで、入金を確認できないが、本日何時までに全額支払われるのかを確認した。

その後、同日午後3時34分、c4氏から、「お支払い遅れており大変申し訳ございません。こちらへの着金予定が遅れており取引先へ問い合わせをしている次第です。予定わかりましたらご連絡させていただきます。」との返信があった。

七條氏は、同日午後4時6分、午後4時37分、午後5時1分及び午後9時2分にも、c4氏に対し、メールで、入金を確認できないが、本日何時までに全額支払われるのかを確認したが、c4氏から返信はなかった。

- (セ) 同月 22 日午後 4 時 52 分、七條氏は、c4 氏に対し、メールで、責任をどのようにしてとるつもりなのかを尋ねる趣旨の連絡をしたが、c4 氏から返信はなかった。
- (ソ) 同月 29 日午後 1 時 5 分、七條氏は、c4 氏に対し、同月 30 日午後 5 時を支払の最終期限とする旨、同日までに全額の支払がない場合には法的手段を講じざるを得ない旨を通知したが、c4 氏から返信はなかった。これ以降も、c4 氏その他の c 社の担当者とは連絡が取れていない。

オ 小括

以上のとおり、26 回目及び 27 回目の本件取引の販売代金のうち、合計 13 億 4000 万円について、c 社から支払がなされることがなく現在に至っている。また、前記エ (ス) から (ソ) のとおり、2025 年 12 月 19 日午後 3 時 34 分のメール以降、c 社の担当者とは連絡が取れなくなっている。

なお、前記エ (エ) のとおり、Y 氏からは、2025 年 12 月 3 日に、オーナー側に何とかしてもらおうよう掛け合ってもらっているという連絡があったが、その後は、c 社からの未収金に関する Akatsuki 又はそのオーナーによる対応が Y 氏から報告等されることはなかった。

3 Y 氏の説明

(1) 当委員会のヒアリングに至る経緯

Y 氏に対しては、26 回目及び 27 回目の本件取引について c 社による支払遅延が発生した後、安達氏及び七條氏からも何度か聴き取りが行われている。Y 氏は、安達氏及び七條氏に対し、「自分は何も知らない」、「自分の連絡窓口は c2 氏しかない」といった説明を繰り返すのみであり、その後は、体調不良を理由にヒアリングがキャンセルされるなど、具体的な話が聴けないまま連絡が途絶えがちな状況となった。そのような状況が続く中、最終的に、2026 年 2 月 12 日、Y 氏の代理人弁護士同席のもとで、当委員会により Y 氏へのヒアリングが実施されることとなった。

なお、Y 氏は、同年 2 月 9 日付で、安達氏らに対し、一身上の都合によりクラウドバンクグループ各社の取締役を辞任する旨を申し出ている。

(2) Y 氏の説明の要旨

当委員会によるヒアリングにおいて、Y 氏は、本件取引に関し、概要、以下のとおり説明した。

- ・ Akatsuki のオーナーのうちの 1 人が私の知人であったため、その知人を通じて Akatsuki と業務委託契約を締結し、unbanked グループで業務を行うこととなった。
- ・ Akatsuki のオーナーは複数名存在すると聞いているが、そのオーナーらの氏名や国籍等の詳細は分からない。私の知人の Akatsuki のオーナーは張 (チョウ) 氏ではな

い。

- ・ Akatsuki のオーナーから私に対し、仕入先と販売先を紹介するので **unbanked** でスクラップ品の金地金取引を行いたいという提案があった。私は、オーナーからの提案内容をそのまま安達氏及び七條氏に説明した。
- ・ オーナーとは LINE や電話で連絡を取っていた。本件取引の実施日や取引量等については、基本的に、テキストベースで指示を受けていたが、これらの指示に係るメッセージは削除済みである。
- ・ b 社、c 社及び e 社は、全てオーナーから紹介された会社であり、私個人は、これらの会社とは一切関係していない。
- ・ **unbanked** の資金繰りが厳しく、本件取引の実行が難しい場合には、その旨をオーナーに伝えていたが、オーナーから本件取引を行うよう強く指示された際は、私から **unbanked** に対し、何とか取引を実行するよう依頼したことはある。当時は、**unbanked** としても、何とか本件取引を行おうとしてくれていたと認識している。
- ・ 本件取引は全てオーナーからの指示であり、私はオーナーからの指示を七條氏らに伝えていただけである。本件取引の内容について私の裁量で決定できたことは一つもない。私は、本件取引に関しては、オーナーの伝書鳩としての役割しか果たしていない。
- ・ 本件取引により、実際、**unbanked** の 8 月及び 9 月の業績は黒字だったので、安達氏や七條氏らは喜んでいるように見えた。

4 当委員会の認定及び評価

前記 1 から 3 の事実からすれば、本件取引は、**unbanked** の筆頭株主となった Akatsuki の「オーナー」なる人物が、Y 氏を通じて **unbanked** に提案し、実行させたものであり、Akatsuki 側の主導の下で行われたものであると認められる。

すなわち、本件取引の取引日時、取引量、代金の支払期限といった具体的な取引条件については、Akatsuki 側が決定し、それが Y 氏を通じて七條氏らに伝えられており、22 回目の取引で取引量の増加が見送られた時を除けば、Y 氏から伝えられたとおりの内容で本件取引が実行されていた。また、本件取引により生じる **unbanked** の利益額（買取価格と販売価格の差額）の設定についても、**unbanked** の要望が受け入れられることはなく、Akatsuki のオーナーの意向を踏まえて決定された。さらに、**unbanked** の資金が不足している場合には、資金を確保するために子会社から繰上返済してもらってまでも、本件取引を実行することが求められている状況であった。

加えて、(i) 9 回目の取引において c 社からの入金が遅れた際に、Y 氏が「オーナー側で承認作業が漏れていた」と述べており、それまでの本件チャンネル上のやり取りの内容等からすれば、「オーナー」とは Akatsuki のオーナーを指していると考えられるところ、これは、販売先の資金決済のプロセスに Akatsuki のオーナーが関与していたことを窺わせるもので

あること、(ii) b 社、c 社、e 社への連絡は、七條氏らが各社の担当者と直接行うのではなく、Y 氏及び Akatsuki のオーナーを通じて行われていたこと、(iii) 7 回目の取引において、それまで仕入先であった b 社が販売先となっていたこと（前記 2（5））などからすれば、本件取引の仕入先及び販売先であった上記各社は、いずれも Akatsuki の「オーナー」なる人物がコントロールできる状況にあったものと認められる。

この点について、Y 氏は、Akatsuki のオーナーの伝書鳩としての役割しか果たしていないと述べているところ、本件チャンネル上の一連のやり取りからすれば、Y 氏が Akatsuki のオーナーからの指示を受けて動いていたことは事実であると考えられる。しかし、前記 2 のとおり、Y 氏は、本件チャンネル上での七條氏らの確認依頼や質問に対して数分以内に回答している場面が何度もあり、c 社の取引担当者である c2 氏と直接連絡を取っている事実も認められるのであるから（前記 2（7）エ）、Y 氏に対し、全く裁量が与えられていなかったとまでは認めがたく、Y 氏自身も、本件取引の全体像や Akatsuki と c 社等の取引先との関係性を一定程度理解した上で、本件取引を実行するために重要な役割を果たしていたというべきであり、伝書鳩としての役割しか果たしていないと評価されるものではないと考える。

なお、Y 氏と Akatsuki との関係性からすれば、Y 氏は、Akatsuki のオーナー、株主、実質的支配者に関する情報を（少なくとも部分的には）知っていると考えられるにもかかわらず、当委員会のヒアリングにおいて、オーナー等の氏名その他の具体的な情報を回答することはなかった。

第 3 取締役会への報告状況

1 Akatsuki に関する報告

前記第 2・1（1）のとおり、2025 年 6 月頃には、Akatsuki が CB 戦略 1 号投資事業有限責任組合に代わり unbanked の筆頭株主となることが事実上決定しており、そのことが安達氏及び七條氏にも伝えられ、同年 7 月 3 日には unbanked と Akatsuki との間で本件業務委託契約が締結された。

もっとも、安達氏及び七條氏以外の取締役である監査等委員 3 名に対しては、Akatsuki に関する上記の事実について事前に情報が共有されることはなく、2025 年 7 月 16 日に行われた取締役会においても、Akatsuki に関する報告は特に行われなかった。同日の取締役会から Y 氏がアドバイザーとして陪席するようになったが、監査等委員 3 名には、Y 氏について、Akatsuki 関連の人物だという説明ではなく、単に業務委託先のアドバイザーであるとの説明がなされていた。

取締役会において Akatsuki について最初に言及がなされたのは、2025 年 8 月 20 日の取締役会であり、当該取締役会において、七條氏から、Akatsuki が unbanked の筆頭株主になったことについて投資家から一定の反応があったこと、Akatsuki の紹介によりスクラップ品の金地金取引を開始する予定であること（後記 2 参照）、Akatsuki から、子会社化する会社の候補の紹介を受けたことなどが説明された。

なお、同日及びそれ以降の取締役会において、安達氏及び七條氏らから Akatsuki の実質的支配者等について報告がなされることはなく、また、監査等委員から安達氏及び七條氏らに対して、この点について質問等がなされることもなかった。

2 本件取引に関する報告

取締役会において本件取引に関する報告が初めてなされたのは、2025年8月20日に行われた取締役会である。同日の取締役会では、七條氏らから、概要、以下の点について報告がなされた。

- ・ 2025年9月から刻印の入っていない金スクラップバーを対象物とする金地金取引を行う予定であること
- ・ この取引は新しい筆頭株主である Akatsuki からの紹介であること
- ・ unbanked が e 社から仕入れた金地金を a 社に売却するというスキームであること
- ・ 仕入と販売を同日に行い、当日の市場価格をもとに売買価格が決定されるため、unbanked としては、ほぼノーリスクで収益をあげられること
- ・ a 社からの販売代金の受取りが翌営業日になる可能性があることが唯一の懸念点であるが、同社は 2010 年に設立された会社であり、信頼性がある程度高いと判断していること

もっとも、別紙2のとおり、2025年8月20日の時点では、既に、回数にして5回、金額にして買取額11億1189万5717円、販売額11億1907万2447円の本件取引が行われていたが、かかる事実については特に触れられず、上記のとおり、七條氏らからは、あたかも同年9月から本件取引を開始するといった内容の説明がなされた（なお、安達氏については、他の unbanked の役職員から、同日時点において本件取引の実施状況等について具体的に報告を受けているわけではなかった。）。七條氏らからは、販売先は a 社であると説明されたが、実際に行われていた本件取引の販売先は c 社であり、この点も事実と異なる。また、販売代金の支払期限は、2025年8月20日の時点で既に取引の7営業日後となっており、販売代金の受取りが翌営業日になる可能性があるという説明も実態と反している。その他、同日時点で、2回目の取引において支払期限を1日徒過したという事象が既に生じていたが（前記第2・2（3））、その旨の報告も特になされなかった。

2025年8月20日の取締役会で、上記のような実態と反する説明をした点について、七條氏は、当初は将来的に a 社との取引を行う予定があり、c 社とは試験的に取引を行っていたにすぎないため上記のような説明を行ったのではないかと、既に本件取引を開始していること等の説明をしなかった理由について特に思い当たるものはないなどと述べており、合理的な説明はなされていない。

上記のような報告を受けたにとどまる監査等委員としては、同日決済の取引であるという点が強く印象に残り、2025年8月20日の時点では本件取引が掛け取引であるという認識を

有していなかった。監査等委員は、本件取引が掛け取引であることを明確に認識したのは、同年 12 月 4 日に七條氏から監査等委員ら宛てに送付されたメールにおいて 26 回目及び 27 回目の本件取引の支払遅延について報告がなされた際であったと述べている。一方で、同年 11 月 19 日開催の取締役会の議事録に、元々はタイムラグなく代金が回収できるという取引であったが販売代金は 7 営業日後の受取りという掛け取引になったこと、本件取引において掛け取引を辞めることを検討する旨の記載があることからすれば、本件取引の販売先が c 社であることの説明までは受けていなかったものの、同日時点では掛け取引であることについて口頭で説明は受けていたのだろうとのことであった。

また、2025 年 9 月 17 日の取締役会では、七條氏から、同年 8 月の損益計算書上、本件取引によって 1300 万円の利益を計上していること、本件取引の影響で資金繰りが一時的に厳しくなったため子会社であるクラウドバンク・キャピタル株式会社に貸付中の 20 億円のうち約 5 億円を 9 月 4 日に返済してもらったことが口頭で報告されたほか、同社への今後の融資についての審議の中で、本件取引の仕入先に対する買取代金の支払は取引当日に行われるものの、販売代金の回収は 7 日後になることへの言及もなされた。他方で、同年 8 月 20 日の取締役会から 9 月 17 日の取締役会までの間に、スクラップ品の販売先から入金予定時刻までに入金がなされず、支払状況を確認する必要性が生じたことが 2 回あったが（前記第 2・2（5）及び（6）ア）、同年 9 月 17 日の取締役会において、この点の報告はなされていない。なお、同日の取締役会における七條氏の報告には、本件取引は 2025 年 9 月から開始する予定である、本件取引における販売代金の支払期限が取引の翌営業日になる可能性があるといった前回取締役会での説明と整合していない点が見られるが、これらの点について監査等委員から指摘や質問は特段なされなかった。

第3章 原因分析及び再発防止策の提言

第1 原因分析

1 新株主に関する事実確認等を行わないまま本件取引を実施したこと

前記第2章・第2・4のとおり、本件取引は Akatsuki の主導の下で行われたものであると認められる。このように、株主の意向により株主が指定した相手方との間で事業上の取引が行われること自体は、珍しいものではない。

他方で、株主の意向により行う取引であるとしても、その取引自体に経済合理性が認められることが前提となることは、言うまでもない。ここでいう経済合理性には、当該取引により得られるリターンと当該取引におけるリスクが見合っていることも含まれる。そして、本件取引における主なリスクとは、スクラップ品の金地金の出所（例えば、盗品や密輸品であるおそれなど）に係る法的リスク、循環取引やマネー・ロンダリングの該当性、販売先に対する債権回収の可能性等が挙げられるところ、これらの点についてリスクが低いと unbanked が判断したのは、自社の株主である Akatsuki への信頼が前提となっていた。安達氏及び七條氏が、「筆頭株主である Akatsuki が出資先である unbanked に対しあえて不利益を与えるような取引を提案しないだろう」と考えた点（前記第2章・第2・1（2））が、まさに、このことを表している。

しかしながら、安達氏及び七條氏は、Akatsuki が資本金 30 万円の設立後間もない会社であること、unbanked 株式の取得にあたり多額の借入を行っていることなど、Akatsuki には代表取締役のほか実質的支配者が存在する可能性が高いことを認識しながら、Akatsuki の実質的支配者が誰であるかについて X 氏や Y 氏らに対して深く追及しないまま、株式譲渡が行われる前から、本件業務委託契約を締結して Akatsuki から人員を受け入れた。

そして、安達氏及び七條氏は、株式譲渡から 10 日も経たず、未だ Akatsuki という会社の詳細が分からない状況のなか、Y 氏の提案を受け入れて本件取引を行うに至った。「オーナーが保証する」という Y 氏の説明を鵜呑みにしたことについても、そのオーナーが誰であるか分からないのであるから、unbanked の経営責任を担う取締役の対応として不適切であったと言わざるを得ない。いわゆるグリーンメーラー²⁹と呼ばれる株主も存在し、全ての株主が発行体である会社に対して友好的であるとは限らないのであり、安達氏及び七條氏が「筆頭株主である Akatsuki が出資先である unbanked に対しあえて不利益を与えるような取引を提案しないだろう」と安易に考えたことは、取締役として慎重さを欠いていたと評価せざるを得ない。

このように、Akatsuki の実態が何ら明らかになっていないまま、筆頭株主というだけで Akatsuki を信用して Y 氏の提案に応じたことが、後記2で述べるとおりの取引先の実態の確

²⁹ グリーンメーラーとは、株式市場において企業の株式を大量に買い集め、その後、企業に対して買収の脅威を示しながらプレミアムをつけて株式を買い戻させる投資家を意味する。

認不足に繋がったのであり、まさに、本件取引において未収金が発生した根本の原因であると考えられる。

2 取引開始にあたり取引先の実態に関する事前確認が不十分であったこと

前記第2章・第2・2（2）のとおり、unbankedは、2025年7月30日の夜にY氏から本件取引の仕入先及び販売先に関する情報を聞いてから翌31日午前に初回の取引を行うまでの間、Y氏から提供された仕入先（b社）と販売先（c社）の履歴事項全部証明書を確認するほかは、これらの法人について、実在するのか、その代表者が過去に不祥事を起こしていないかといった点をインターネット上で検索したにとどまる。七條氏らは、取引先の情報を取得してから取引予定時刻まで1日もない状況で、取引の延期を試みるなどして取引先について慎重な確認を行うといった選択をせず、Y氏の言うとおりに本件取引を行った。

また、初回の取引を行った2025年7月31日時点において、unbankedには与信管理規程が既に存在しており、同規程によれば、本件取引を開始するにあたってはc社の信用調査が必要であったと考えられるにもかかわらず、本件取引に関わったunbankedの役職員は、与信管理規程の存在自体を失念していた（前記第2章・第2・2（2））。同規程の存在を失念していたとしても、前記1で述べた本件取引のリスクや、これまで取り扱ったことがないスクラップ品を対象とすること、5営業日とはいえ数億円を超える多額の売掛債権が生じることといった本件取引の内容に鑑みれば、本件取引の販売先について信用調査の必要性が高いことは明らかであった。しかし、c社について、与信面という観点からの確認や検討が行われた形跡すら認められない。

このように、本件取引により販売先に対して数億円の売掛債権が生じることが予定されていたにもかかわらず、本件取引を開始するにあたって販売先であるc社の実態や与信情報等について十分な確認を行わなかったことが、本件取引において未収金が発生した原因の一つであると考えられる。特に、本件取引に関与した役職員の全員が与信管理規程という重要な規程の存在を失念していたことは、あまりにも稚拙であったと言わざるを得ない。

3 取引開始後、c社の与信について懸念を持つ契機となる事象が生じていたにもかかわらず、信用調査等を行わないまま本件取引を継続したこと

前記第2章・第2・2のとおり、本件取引の開始当初から、販売代金の一部については支払期限を1日徒過して入金となされる（2回目の取引、前記第2・2（3））、支払サイトが5営業日から7営業日に変更される（4回目の取引以降、同（4））、代金支払期限当日の午後5時直前に入金となされる（9回目の取引、同（6）ア）など、c社からの販売代金の支払が円滑に行われないことが何度もあった。

また、10回目の取引の販売代金の支払から、c社において支払期限の前営業日に振込予約をしてもらうこととなっていたにもかかわらず、支払期限当日の朝一番での入金が確認できないといった事態が繰り返し生じていた（15回目、18回目、19回目、21回目、24回目及び

25 回目の取引、前記第 2・2（6）ウ、エ、オ、カ及びク）。Y 氏によれば、c 社としては、「手続きは終えている」（15 回目、18 回目、21 回目の取引）、「なぜかエラー出て実行されていなかった」（19 回目の取引）といった説明をしていたとのことであったが、これらは合理的・説得的な回答とは思われぬにもかかわらず、七條氏らは、c 社の担当者や Y 氏に対し、支払が遅れた理由をそれ以上追及することはなかった。

このように、本件取引を行う中で c 社の与信について懸念を持つ契機となる事象が何度も生じている一方、本件取引における取引量・取引金額は段々と増加していった。本件チャンネルにおけるやり取りによれば、c 社から予定どおり販売代金が振り込まれるのか、七條氏らが毎回案じていた様子も窺われる。c 社については取引開始時に信用調査を特段行っていなかったことも踏まえれば、このような状況において、七條氏らは、少なくとも、上記の与信懸念事象が生じた段階で、同社の信用調査を実施する、掛け取引を止める（当日払にする）、取引量を減らす、取引自体を停止する、といった対応について具体的に検討・実施すべきであったと考えられ、そのような対応を全く行っていなかったことが、本件取引において未収金が発生した原因の一つであると考えられる。

4 取締役会に十分な情報が提供されていないこと

前記第 2 章・第 3・2 のとおり、2025 年 8 月 20 日の取締役会では、七條氏から、本件取引が既に始まっている事実が特に理由なく報告されなかったほか、実際には c 社との間で取引から 7 営業日後の販売代金支払となる掛け取引が行われていたにもかかわらず、a 社との間で取引の翌営業日の販売代金支払となる可能性があるといった、実態とは異なる報告が行われた。また、同年 9 月 17 日の取締役会では、前回の取締役会以降に本件取引の販売先から入金が入金が行われず振込状況の確認を要する事態が 2 回あったという点についても、報告がなされなかった。

このように、unbanked の取締役会には、本件取引に関する情報が十分に共有されていたとはいえないが、unbanked の機関設計がモニタリングモデルに親和的な監査等委員会設置会社であることも踏まえれば、事業上の取引の一つにすぎない本件取引に関する細かな報告が取締役会において十分になされていなかったとしても、そのこと自体は直ちに不適切であるとはいえないと考えられる。

もっとも、実態として、unbanked の取締役会では、毎月、当月の金地金の売上高及び販売量や毎月の損益計算書及び貸借対照表の状況など、事業上の細かな情報についても報告がなされていたことからすれば、グループ会社から貸付金の繰上返済を受けてまで掛け取引である本件取引を行っていたことや、本件取引における販売先からの入金が入金が行われない事象が何度も生じていたことについても、明示的に報告することが望ましかったものと考えられる。

仮に、unbanked の取締役会において本件取引に関する情報が十分に報告されていれば、監査等委員の指摘等により、本件取引の見直し等について議論がなされ、未収金の発生を防げ

た可能性はあるのではないかと考える。

なお、スクラップ品という違いがあるとはいえ、本件取引が金地金事業の中の一つの取引という位置づけであり、全くの新規事業とは異なること、また、販売先との間で掛け取引となることの説明を明示的に受けていなかったことに鑑みると、監査等委員から本件取引の詳細について積極的に確認しなかったこと自体は、不合理とまではいえないと考える。他方で、Akatsuki について実質的支配者などの詳細な説明が安達氏及び七條氏からなかった点については、監査等委員として、疑問を呈するなど、積極的に確認するなどの行動があつてしかるべきであったと考えられる。

第2 再発防止策の提言

1 株主とのコミュニケーションの実質化

前記第1・1のとおり、本件取引において未収金が発生した根本の原因は、その実態が何ら明らかになっていないまま筆頭株主というだけでAkatsukiを信用したことにあると考えられる。unbankedとしては、自社の株主、特に、主要株主や相当程度の株式を新たに取得した株主について、株主の実質的支配者の確認に努めることはもちろん、株主がどのような目的で自社の株式を保有しているのか、株主からの提案が自社の企業価値を真に高めるものであるのか、しっかりと対話を行い、確認すべきである。そのような確認を行うことなく、漫然と株主の要求に従うべきではない。unbankedとしては、まずもって、各経営陣が株主との対話の重要性を意識する必要があるといえ、その上で、株主と実質的なコミュニケーションを行うための仕組みや体制を策定することが望ましい。

2 与信管理の徹底

前記第1・2のとおり、unbankedの役職員は与信管理規程の存在そのものを失念していたのであり、まずは、社内規程の存在は再度周知^[30]、各役職員が、与信管理の重要性を認識したうえで、与信管理規程に定められたルールを理解し、実践する必要がある。

加えて、金地金取引のように1回の取引金額が多額となる取引については、売掛先の与信管理が特に重要となる。unbankedにおける金地金取引の実態を踏まえた上で、実効的かつ継続的に運用可能な与信ルールを策定することが望ましい。

また、前記第1・3のとおり、本件では、c社の与信について懸念が生じていたにもかかわらず本件取引が継続されたことも未収金が生じた原因であつたと考えられるのであり、取引の過程で取引先の与信に懸念が生じた場合の対応策についても、検討することが必要である。

3 取締役会における議論の実質化

前記第1・4のとおり、unbankedの取締役会では、新たに筆頭株主となつたAkatsukiの具体的な情報について、社内取締役から特に報告もなく、監査等委員からの指摘や質問もなか

³⁰ なお、与信管理規程以外の社内規程についても周知徹底の必要があることは言うまでもない。

った。また、七條氏から本件取引について実態と反する報告がなされた際も、他の取締役や陪席者から訂正がなされることもなかった。取締役会としては、月次の財務情報の確認などの定例的な報告事項を処理するだけでなく、監査等委員を含む各取締役が、中長期的な企業価値向上に向けた経営戦略や自社が有するリスクへの対処のために取締役会として議論すべき事項が何であるかを認識し、そのような議論が実質的になされているかどうか、取締役会の実効性評価等の過程で、確認・検討することが考えられる。

以上

回数	取引	取引年月日	仕入先/販売先	本数	取引重量(g)	取引金額(税込)	振込日
1	買取	2025/07/31	b社	10	10,069	170,170,127	2025/07/31
	販売	2025/07/31	c社	10	10,069	171,277,717	2025/08/07
2	買取	2025/08/05	b社	15	15,011	256,432,913	2025/08/05
	販売	2025/08/05	c社	15	15,011	258,084,123	2025/8/12(100,000,000) 2025/8/13(100,000,000) 2025/8/14(58,084,123)
3	買取	2025/08/12	b社	15	15,069	258,318,825	2025/08/12
	販売	2025/08/12	c社	15	15,069	259,976,415	2025/8/14(1,892,292) 2025/8/19(258,084,123)
4	買取	2025/08/14	b社	10	10,100	172,282,770	2025/08/14
	販売	2025/08/14	c社	10	10,100	173,393,770	2025/08/25
5	買取	2025/08/15	b社	15	14,994	254,691,082	2025/08/15
	販売	2025/08/15	c社	15	14,994	256,340,422	2025/08/26
6	買取	2025/08/22	b社	15	15,010	256,283,742	2025/08/22
	販売	2025/08/22	c社	15	15,010	257,934,842	2025/08/28
7	買取	2025/08/25	e社	20	19,982	342,187,753	2025/08/25
	販売	2025/08/25	b社	20	19,982	344,385,773	2025/08/29
8	買取	2025/08/28	e社	20	19,938	344,000,283	2025/08/28
	販売	2025/08/28	c社	20	19,938	346,193,463	2025/09/08
9	買取	2025/08/29	e社	20	20,024	346,166,902	2025/08/29
	販売	2025/08/29	c社	20	20,024	348,369,542	2025/09/09
10	買取	2025/09/05	e社	25	25,035	454,880,943	2025/09/05
	販売	2025/09/05	c社	25	25,035	457,634,793	2025/09/17
11	買取	2025/09/08	e社	25	25,172	463,018,802	2025/09/08
	販売	2025/09/08	c社	25	25,172	465,787,722	2025/09/18
12	買取	2025/09/16	e社	25	24,978	468,187,632	2025/09/16
	販売	2025/09/16	c社	25	24,978	470,935,212	2025/09/26
13	買取	2025/09/17	e社	27	27,029	504,817,930	2025/09/17
	販売	2025/09/17	c社	27	27,029	507,791,120	2025/09/29
14	買取	2025/09/25	e社	27	26,941	519,770,018	2025/09/25
	販売	2025/09/25	c社	27	26,941	522,733,528	2025/10/06
15	買取	2025/09/26	e社	27	26,928	522,925,603	2025/09/26
	販売	2025/09/26	c社	27	26,928	525,887,683	2025/10/07
16	買取	2025/10/03	e社	27	27,024	532,013,380	2025/10/03
	販売	2025/10/03	c社	27	27,024	534,986,020	2025/10/15
17	買取	2025/10/06	e社	27	27,050	547,105,185	2025/10/06
	販売	2025/10/06	c社	27	27,050	550,080,685	2025/10/16
18	買取	2025/10/14	e社	25	24,903	543,017,385	2025/10/14
	販売	2025/10/14	c社	25	24,903	545,756,715	2025/10/23
19	買取	2025/10/15	e社	26	25,874	567,434,931	2025/10/15
	販売	2025/10/15	c社	26	25,874	570,281,071	2025/10/24
20	買取	2025/10/22	e社	27	26,986	575,050,071	2025/10/22
	販売	2025/10/22	c社	27	26,986	578,018,531	2025/10/31
21	買取	2025/10/23	e社	27	26,989	580,635,948	2025/10/23
	販売	2025/10/23	c社	27	26,989	583,604,738	2025/11/04
22	買取	2025/10/30	e社	29	28,954	606,826,618	2025/10/30
	販売	2025/10/30	c社	29	28,954	610,011,558	2025/11/11
23	買取	2025/10/31	e社	29	28,978	623,905,033	2025/10/31
	販売	2025/10/31	c社	29	28,978	627,092,613	2025/11/12
24	買取	2025/11/10	e社	30	30,202	646,072,123	2025/11/10
	販売	2025/11/10	c社	30	30,202	649,394,343	2025/11/19
25	買取	2025/11/11	e社	32	32,197	709,396,501	2025/11/11
	販売	2025/11/11	c社	32	32,197	712,938,171	2025/11/20
26	買取	2025/11/19	e社	31	30,987	680,691,429	2025/11/19
	販売	2025/11/19	c社	31	30,987	684,099,999	2025/12/5(8,711,371) 2025/12/12(10,000,000) 残金支払未了 (支払期限:2025/12/1)
27	買取	2025/11/20	e社	30	30,007	671,310,602	2025/11/20
	販売	2025/11/20	c社	30	30,007	674,611,372	支払未了 (支払期限:2025/12/2)